

役員及び評議員の在任年齢に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の定款第20条に定める役員及び同第10条に定める評議員の在任年齢に関する事項について定める。

(役員の内任年齢の制限)

第2条 役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、世界水泳連盟（AQUA）理事及び本連盟会長経験者については年齢制限を適用しないことができる。

- 2 在任期間中において、その年齢が満70才を迎えた者は、その在任期間は役員として在任するものとする。

(評議員の内任年齢の制限)

第3条 評議員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。

- 2 在任期間中において、その年齢が満70才を迎えた者は、その在任期間は評議員として在任するものとする。

(改 廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規程は、平成29年（2017年）2月26日より一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、令和5年（2023年）3月26日より一部改訂施行する。